## 第14 品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出

- 1 品名、数量又は指定数量の倍数変更届は、現に許可を受けている位置、構造及び設備に変更がなく、 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更だけを行う場合に届け出ること。
  - ただし、指定数量の倍数の変更に伴い保有空地が拡大される場合は変更許可が必要となる。
  - また、当該変更に伴い保有空地が縮小される場合は本届出に図面を添付すること。◆
- 2 移動タンク貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所は、品名の変更に該当しない化学名又は商品名の変更(品目変更)についても、品名、数量又は指定数量の倍数変更届を提出すること。◆
- 3 移動タンク貯蔵所で品名及び数量を変更したことにより積載重量が変更となる場合は、次の図書を 添付すること。◆
  - (1) 危険物の比重を示した書類

の結果を添付すること。

- (2) 側面枠取付図(接地角度計算を含む。)
- 4 給油取扱所等で地下貯蔵タンクを一部廃止し、品名、数量又は指定数量の倍数に変更がある場合は、 本届出を提出すること。◆
- 5 強化プラスチック製二重殻タンクの品名変更について (H22.7.8 消防危第144号通知) 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令 (平成22年総務省令第71号) 及び危険物の規制 に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件 (平成22年総務省告示第246号) の施行 (平成23年2月1日) 後、既設の強化プラスチック製二重殻タンクにおいて、自動車ガソリン、灯油、軽油又は重油 (一種に限る) 以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、設置者等から法第11条に基づく変更許可の申請又は法第11条の4に基づく危険物の品名変更の届出がなされた際に、当該タンクの内殻に使用される強化プラスチックと同じ材質の強化プラスチックと判断できる試験片を用いた耐薬品性能試験 (「繊維強化プラスチックの耐薬品試験方法」(JIS K 7070) による浸せき試験)